

認証評価報告書(案)に対する異議の申立

専攻名称： ウェブビジネス技術専攻

教育機関名称： 京都情報大学院大学

提出日： 2014年2月7日

該当箇所に対する異議の内容

●該当箇所に対する異議の内容 前文

今回、過去の全ての文書を精査致しました。

誠に恐縮ながら本学専任教員の適格性については、まず最初に、文部科学省担当官様に、「専任性の解釈、運用・適用」に関する「文部科学省様の考え方」をご確認くださいようお願い申し上げます。お手数とは存じますが、この事をご確認頂きますと、学校教育法第百一条に記載のある「評価の公正かつ適確な実施」では無くなる可能性が生じますので、ご理解賜りたく存じます。

拝受しました認証評価報告書（案）に於いて、貴機構認証評価委員会は、文部科学省様が承認してくださっている事を、否定していらっしゃいます。設置認可時既に文部科学省様から承認を頂いている教員、開学ファカルティについては、文部科学省様に情報開示請求頂く等して、貴機構認証評価委員会の皆様に於いて、調査する責務を担われるべきものと思料致します。

認証評価委員の先生方が、教育関係の法令をご存じないのは仕方なく、社会調査法についても専門外なのは理解しておりますが、現在私どもが受け取っておりますこのような認証評価報告書が公式案であるということは、貴機構認証評価委員会のみならず、貴機構の皆様にとってもその信頼性・信憑性に関わるものではないかと、憚りながら御心配致す次第でございます。

基準4（3）の評価では、本学専任教員を否定なさっていますが、同時に、基準4（6）の評価に於いては、「一人一人に関し詳細には検討評価し切れない」と記述されています。これは「教員適格性」の審査ですが、専任性の審査は、「教員適格性」と同じく、一人一人個別に調査しなくては、評価できる訳はありません。当然の事ながら、専任性は教員適格性と密接に関係するので、教員適格性の一人一人の調査を放棄すると、専任性は審査できる訳はありません。このような、極めて基本的な、社会調査法の観点が見受けられないことを、貴機構認証評価委員会が記述なさっているということは、評価機関としての信頼性に甚大に係わるものと思料致します。

また、同4（3）に関しては、「大学運営への寄与が見られず」と記述なさっていますが、この点についても実地調査では何の質問もありませんでした。もし教員一人一人に異なる専任性の重要な部分である「大学運営への寄与」を各々ご質問頂いていたならば、このようなことにならなかったものと思料致しますが、評価チームの皆様は、会議室でもっぱら専任性の議論をお続けになっていたように思料致します。これを、貴機構認証評価委員会は、本来履行すべき調査責任を放棄して、それを本学の説明責任に転嫁なさっているのではないかという疑念さえ抱かざるを得ない状況ではないかと思料致します。それ故、本来このような書式の調査票があれば宜しいのではないかと愚考し、各教員の個別の「教員適格」、「担当科目」、「大学運営への寄与」が、一覽でわかる書式を作成致しておりますのでご高覧ください。（資料8，9）

貴機構会長様の下に、認証評価委員会の皆様におかれましては、既に意見申立段階でお伝えしておりますように、文部科学省へのご確認をより密にして頂きまして、また、貴機構会長様におかれましては、認証評価機関としての同評価委員の皆様のご調査責任もご検証頂きますよう謹んで

お願い申し上げます。これ以外にも既に幾つか、「評価の公正かつ適確な実施」ではない証左もあると思料致しますので、学校教育法第百九条、百十条、百十一条をご勘案賜り、「評価の公正かつ適確な実施」を同委員会の皆様に、ご確認賜りますよう、お願い致します。

また、貴機構認証評価委員会は差別的な文言を使用されており、同委員会に対して抗議させていただきますので、これにつきましては、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。差別的な文言で専任性を否定されると、誰でも不愉快になることをご理解頂けるかと存じます。

本基準4(3)に於いては、もし、このまま万一「D」や「W」などの悪い評価を頂きますと、本学としては組織防衛の観点から、貴機構のこの(案)とそれに至った調査過程の正否を問い、我が国における認証評価の「正義」を公に問う事にならざるを得ず、またその原因が貴機構認証評価委員会の法令読解力や社会調査法の知識に起因すると考えられます故に、極めて不毛な論争にしかならないものと思料致します。

貴機構認証評価委員会による認証評価報告書(案)には、「私共による異議申し立て」等というレベル以前の問題を多々含みます。本学が貴機構認証評価委員会の重大な問題点と思料するところを、以下まとめて記させていただきます。

(a) 評価対象として疑義がある事について(本学は貴機構の評価対象に該当しないのではないかとこの疑義について)

本件のプロセスを振り返り、過去のやり取り等を精査致しましたが、貴機構にとっては、本学は、学校教育法第百九条2項の言う、「本学にとって認証評価機関が存在しない」という事のようにも思われます。

本学のカリキュラムは、ご高覧頂けばお解りのように、ITとMBAプログラム、そして教育学のハイブリッドでございます。本学はITを極めて広義で定義しており、ITを単に「情報技術」と捉えるだけではなく、そこに教育学やMBAプログラムを加味しておりますので、貴機構の対象とする「技術者」の育成というよりも、MBAの分野に近いものとも言えます。本学大学院は、母体京都コンピュータ学院が古くからお世話になっている株式会社堀場製作所様を筆頭に、株式会社東芝様、富士通株式会社様、日本ユニシス株式会社様、等企業人の発想を重視し、ご援助を頂きながら、米国式プロフェッショナルスクールを目指して、我が国の旧来の大学とは異なる、全く新しい大学院を設立した次第です。

また、本学はIS(Information Systems)を基礎としたカリキュラム設計をしており、貴機構の筧捷彦先生が「ISは、その領域の特性から、他領域のようにはいかなかった。すなわち、知識項目が非常に広範囲にわたる上に、その多くが少なくとも聞いたことがある程度には知識として身につけている必要があるからである。^{*1}」と仰っているように、また「米国標準IT教育カリキュラムCC2005 ④IS(Information Systems)・・・ビジネスにおけるITの戦略的活用を扱う分野。経営に関わる内容等も含む。^{*2}」とありますように、旧来の大学の、所謂日本語でいう「情報系」、には元来分類しきれないものでございます。

そして、本学のカリキュラムでは、必修科目には、教育学の教育リーダーシップに関する学習と組織行動学の基礎知識を含む「リーダーシップセオリー」、そして、MBA/ビジネス系科目

の、「ウェブビジネス概論」が入っております。これらは必修科目ですから、認証評価を行うときは、「少なくとも聞いたことがある程度には知識として身につけている必要」どころか、より深い適確な評価能力が必要でございます。

教育学分野の本学教員は、開学前から本学のカリキュラムや運営体制を設計し、文部科学省認可時、開学時には同省から承認を受けて、教授、助教授（当時）に就任致しました。其の4名の内1名は、比較教育学（文化、政治形態、科学技術、言語、宗教等の比較から、大局的に教育の在り方、カリキュラム等を論じる学）の世界的権威であるウィリアム・カミングス教授です。また、現理事長の長谷川亘教授とマヤ・ベンツ教授は共に教育アドミニストレーション、高等教育（大学等）アドミニストレーションで米国コロンビア大学教育大学院より学位を取得しており、教育行政、大学経営、カリキュラム設計、等の専門です。また森田正康教授はハーバード大学教育大学院の教育工学専門で学位を得ております。そして、同4名は、アクレディテーションやエバリュエーションの専門知識もそれなりに有しております。この4名は、米国での教育委員長（日本とは制度が異なるので、日本式に言えば上級文部行政官）の有資格者でもあります。

本学では、それら教育学の教授陣がカリキュラムや各種の本学内制度を設計し、同時に管理監督しております。カリキュラムや教員編制、また各種大学経営・運営の制度等の大学アドミニストレーションに関しては、同教授達が正しいと信じる学説に基づいて、創立時から各種施策を採っております。そして、その教育学的見地から、貴機構認証評価委員会の根拠・指摘事項を觀ますと明らかな誤解と誤認が散見されます。

貴機構認証評価委員会の皆様は、本学の必修科目と選択科目の区別も無く、また、カリキュラムがIT系のみではないというその極めて基本的な事実にも、大変僭越ではございますが、ご配慮頂いていないように思料致します。さらに、評価基準の評価項目を解釈する根底に、まさに我が国の旧来の大学の発想があることは疑いないものと思料致します。「仕組み」と何度もご指摘されるのも、おそらく、我が国の旧来の大学の官僚制度化された組織における腐敗を防ぐ「仕組み」を想定しておられるようで、大学の維持発展のための、全く異なる仕組みが現実にアメリカの大学には多々存在することもご理解頂いていないようです。貴機構による評価報告書（案）にも記載されていますように「学生に活気があるのは長所である」、とご評価頂いているのはありがたいのですが、それはまさに、そのような仕組みが機能しているからでございます。

(b) 評価委員の人选と評価作業全体の体制について

貴機構の「産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程」第14条には、「評価員のうち、少なくとも2名は、当該専攻分野の大学院における教育経験を有する者とし、原則として、このうち1名以上は当該専攻分野の専門職大学院の専任教員とする。」とあります。

ところが、評価員（評価チームのメンバー）には、本学で必修科目となっている実践的な教育学（我が国の教員養成系学部ではなく、教育アドミニストレーション・リーダーシップの分野です。我が国には、文部科学省という官庁がある為に、文部行政官育成の専門職大学院は今猶、存在しません。）や、MBAプログラムのご専門の方がいらっしゃらない様です。もし教育学のご専門の方がいらっしゃいましたら、あり得無い様なご指摘が散見された点、また、MBAプログラムに関するご質問やご指摘も無かった点、これらの点を以てしても、貴機構認証評価委員会の、本学に対するご理解の欠如が見受けられると申し上げざるを得ません。

以上のようなことでありますならば、認証評価委員会による内規違反の可能性もございますし、また、審査過程では、学校教育法第百十一条にある、「認証評価の公正かつ適確な実施が確保されない」に該当する様な事もあったと思料いたします。何よりも、貴機構認証評価委員会は、法令と文部行政へのご理解が、文部科学省や私共と可成り異なるのは明らかであると思料致します。

現在までの貴機構認証評価チームとのやり取りは、ほぼ英訳が済んでおり、米国のアクレディテーションや教育エバリュエーションの専門家達（本学教授の指導教授や関係の学者たち）が、精査を始めております。本学の教育学分野の教員等は、米国のアクレディテーション機関やエバリュエーション機関と密接な関係がございますので、既に本件は関係機関で話題になっております。米国の専門家たちに相談した上で、かつ国内の文部行政専門家とも相談した上でも、憚りながら、貴評価委員の体制に重大な問題があるものと認識しております。アクレディテーションもエバリュエーションも、共に適確かつ公正な調査をせねばならず、その社会調査法は既に、少なくとも教育学分野ではある程度確立されております。

貴機構認証評価委員会におかれましては、基準4（3）における根拠・指摘事項をはじめ、法令解釈と社会調査法における瑕疵が認められ、また、貴委員会自ら、今回の（案）に於いて、それを証明されています。審査当初から、「海外の大学の専任である場合は、専任とは認められない」などというような判断をされており、その誤りをご説明致しました。本学側が初歩的な文部行政手続きから、基本的な法令の解釈までご説明しなくてはならない状況であり、「法令の解釈における見解の相違」というレベルまでも至っておりません。認証評価機関自らの調査責任と、受審側大学の説明責任とは、元来全く別のものであり、これらを混同してはなりません。

そして、専門職大学院の認証評価委員会でありながら、本件の論争の原因となっている専任性と、実務家教員の概念に関してもご理解頂いているとは思えませんので、本基準4（3）への回答文に、できる限り平易に、そのご説明をさせて頂きました。本学は、本学における専任性の解釈、運用・適用につき、その正しさを確信しております。文部科学省様にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

(c) 教育学説の違い

貴機構認証評価委員は全く別の「教育学説」に基づいて評価をされている処が散見され、そのため本学とは、基本的な処での議論が構成されておりません。

例えば、「アドバイザー制度」は、毎学期の履修登録時は勿論の事、通年で、学生に学習・教育目標を明確に認識せしめる制度であり、教育学上ではこれを超える仕組みを未だ発明・発見しておりません。アドバイザー制度を用いていない多くの大学では、様々な方法で学習目標を学生に周知している様ですが、その仕組みの様な物が本学に無い、と断定されております。本学が考え実施しているアドバイザー制度を十分ご理解頂いていません。

またカリキュラムの更新や全体の分析を行う能力のある教育学専門の教授陣複数名で、カリキュラムやコースシラバス、各種学内制度を維持運営しているのですが、これもご理解頂けないようです。ACM-A I Sカリキュラムの記述に表出する教育哲学は、我が国の旧来の大学になかったものでございます。

本学のカリキュラムは、全学生に一律に一定水準を課すものではなく、米国のプロフェッショナルスクールをモデルにした物なので、全く異なる学力・専門領域の各学生に対して、我が国の

旧来の大学の発想で、一律画一的な施策を強要されましても、無理があります。本学のそのカリキュラムについてご理解頂いていない証左が散見され、教育学の知識があればご理解頂ける筈のことでも、自らが信じる教育における判断基準と異なるという点で低い評価を付けられていると思料されるところが多々あります。また、私立学校法人、私立大学に関しても、それをご説明させて頂いたのですが、あまりご考慮頂けませんでした。

これらは単なる「見解の相違」というものではなく、本学の信じる学説との相違ですから、該当する基準の評価対象から除外して頂くか、或は、「学説」を示して頂けない限りは、学校教育法の求める「評価の公正かつ適確な実施」とは言えないものと思料致します。貴機構が文部科学省から認証された「評価基準」に異論を唱える気は毛頭ございませんが、同基準に基づく判断の過程にある「見解の相違」が、我が国の旧来の大学の発想や、別の「学説」に基づくならば、その学説を示して本学に合理性を求め、ご評価頂かなくてはならぬものではないかと存じます。認証評価は、教育学の見識なくして、なし得るものではございません。

私共は国内の文部行政の専門家にも既にご相談しており、貴機構認証評価委員会の指摘される根拠の誤りを全て認識しております。

(d) 差別的文言について

本文に詳述致しますが、評価委員は本学の18名の専任教員に対し、『『みなし以下』の勤務実態』との差別的な文言で指摘なさっています。これにつき本学教員は憤慨しております。良識ある大学人の言葉とは到底言えぬものであることは明らかですので、評価委員会に対して抗議させていただきます。

上述のように、本件につきましては、「私共による異議申し立て」等というレベル以前の問題を多々含みます。基準4(3)に限らず、「C」や「W」評価の原因は、調査方法の瑕疵と残念ながら文部行政や教育学の見地から十分にご考慮頂けなかったことに起因するものであり、本件と深い関係があると思料致しますので、基準1(2)、2(1)、3(3)、3(4)、6(1)、7(1)における本学の主張も併せてご精査賜りますようお願い申し上げます。そして、貴機構認証評価委員会の調査における誤解・誤認は、他の全ての項目とも関係しておりますので、精査されるのであれば、大変お手数でございますが、他のC、Wの評価の部分も全て検証をお願い申し上げます。基準4(12)でも私共が指摘させて頂いておりますように、評価項目と直接関係の無い根拠・指摘事項までもいくつか記述されています。他の法令や教育行政や教育学のセオリーについて、さらに基礎的なところからご説明しなくてはならないのかもしれませんが、評価対象大学が、法令や文部行政や教育学をご説明せねばならないのは、「本学の説明責任」の範疇ではございませんことを、再度ご確認賜るようお願い申し上げます。

貴機構が、本学を評価対象にして、文部科学省の認証を得られたのは勿論理解致しますが、前述のように貴機構の内規に違反しておられることになるのかとも思料致します。「本学が認証評価の評価対象である」、との貴機構のご判断が、文部科学省の認証を得られたのであれば、貴機構は、その当該大学である本学に関して正当な評価を行う体制を取らねばならず、それは貴機構の責に帰するものであります。あるいは、学校教育法第九十九条第三項、「当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合」に該当するのかもしれませんが、

また、教育学、ビジネスの専攻に於いて、当該専攻分野の専門職大学院の専任教員もいらっしやらないようですから、同第百十条2項の二「認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されている事」に違反しているようにも思料されます。そう致しますと、同第百十一条「認証評価の公正かつ適確な実施」が確保されないに該当する可能性も高いように思料致します。

本学は、貴機構が認証評価を行う対象であると自ら定義され、かつ、他に認証評価機関が存在しないため、貴機構認証評価委員会による認証評価を受審して参りました。しかし、今までに述べさせて頂きました通り、そのプロセスを精査致しますと、「公正かつ適確な実施」はなされていない証左が多々あると思料致します。そうなりますと、本学は、「公正かつ適確な実施」を訴えなくてはならなくなります。

従いまして、貴団体認証評価委員会の評価対象から本学を除外していただくというのが最良の解決策ではないかと思料致します。本学は法が求める認証評価受審義務を履行しておりますが、貴機構が内規並びに学校教育法に違反されている可能性も否定できないものと思料致します。大変お手数ではございますが、貴機構認証評価委員会の評価対象から除外するという決定と文部科学省への届け出をして頂けませんでしょうか。文部科学省担当官には既にその可能性をお伝えしておりますので、貴機構が「本学は評価対象ではなかった事が判明したので、評価対象から外す」、とのみ御申請頂ければ、双方不毛な手間も必要なくなり、それで宜しいかと存じます。

以下、最初に本学専任教員の、貴機構の下の認証評価委員会の先生方に対する抗議を掲げさせて頂きますが、これは、「貴団体」と記載しておりますことを何卒ご理解賜りたく存じます。其の次の、比較高等教育学の権威である本学ウィリアム・C・カミングス教授を筆頭とする意見表明書につきましては、貴機構の先生方宛での意見表明として添付致しておりますので、その旨、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、各基準に対する意見は、全て対象が「貴団体評価委員」あるいは「貴団体」と記載しておりますが、これは、私共の意見の対象が専門職大学院認証評価委員会様なのか、評価チーム様なのか、よく解りませんでしたので、その様に記載しておりますことをご理解賜るようお願い申し上げます。

この前文に関しましては、貴会長様以下貴機構様宛てが明らかでございますので、冒頭よりそのように書かせて頂いております。

なお、本年度現時点においては、専任教員10名、事務職員4名を増員しておりますので、併せてご評価いただけますようお願い申し上げます。「調査年度内での評価」ならば、詳細調査をお願い致します。詳細につきましては、資料11「新任教員の氏名、経歴、担当科目のコースシラバス」をご高覧ください。

*1 (笥捷彦, 情報専門学科カリキュラム標準 J07 について, 情報処理, Vol. 49, No. 7, p. 726 (July 2008)
http://www.ipsj.or.jp/12kyoiku/J07/20090407/J07_Report-200902/2/IPSJ-MGN4907_J07_Overview-200806.pdf

*2 (奥家敏和(経済産業省商務情報政策局情報処理振興課)「高度 IT 人材育成の今後の方向性について」p. 18 (平成 20 年 12 月 11 日)
http://www.ssug.jp/docs/conference2009_pdf2/Track1-2.pdf

●該当箇所

(1) 基準項目	基準 4 (3)
(2) 評価項目	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。
(3) 評価	D
(4) 根拠・指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な専任教員の名簿は、自己評価書（引用・裏付資料編）の表 3 に示されていて、専任教員の法的な必要数 32 人に対して 44 人を配置しているとしている。 ・大学設置基準第十二条では、「教員は、一の大学に限り、専任教員となるもの」とし、「専任教員は、専ら大学における教育研究に従事するものとする」としている。ただし、「教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる」ともする。「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（18 文科高第 133 号、平成 18 年 5 月 17 日）によれば、「第 12 条第 2 項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。また、同条第 3 項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。」という。ところが専攻が配置しているという 44 人の専任教員の中には、この条件を満たさないものが存在する。 ・44 人の中に外国在住の教員が 8 人存在し、この 8 人は集中講義を行っているものの、平素は大学には不在であり、日常的な教育指導や、大学運営への寄与が見られず、専任教員としての実態が認められない。 ・東京、札幌の各サテライトにそれぞれ 3 人の実務家専任教員が存在しており、週 1～2 時間の授業を行っているものの、それ以外の時間は大学の業務を行っていない。追加提出された資料によると、札幌の 1 名と東京の 2 名は、それぞれの地で週 5 日の大学勤務をしているとしているが、実態は東京、札幌の各サテライト教室が収容されているビル内に存在する別法人会社で勤務している形であり、大学のサテライトでの大学業務実施の実態がない。実際に、各サテライトは教室 1 室のみであり、事務室、研究室などは存在しない。また、この 6 名は実務家教員のいわゆる「みなし専任」の条件も満たさない「みなし以下」の勤務実態となっている。ここで「みなし専任」の条件とは、「専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」（専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に関する文部科学省告示第五十三号（平成十五年三月三十一日）第二条第 2 項）を指す。 ・京都本校、京都駅前サテライトに勤務する実務家教員について、4 名が年間担当授業が 6 単位未満または学校運営への参加の実態がなく、これも「みなし専任」の条件さえ満たしていない。 ・以上のことから専任教員数は、法令上の基準を満たしていないと判定される。

●該当箇所に対する異議の内容

本件につきましては、経緯を記述し、その後に意見・異議の主文を記させていただきます。これは「私共による異議申し立て」などというレベル以前の問題を含みます。学校教育法第百九条2項及び同百十一条の適用の可能性もご勘案ください。また、本件と深い関係がありますので、基準1(2)、2(1)、3(3)、3(4)、6(1)、7(1)における本学の主張と併せてご理解ください。さらには、貴団体認証評価委員会の調査における誤解・誤認は、他の全ての項目と関係して連動しておりますので、他のC、Wの評価の部分も全て検証をお願いします。貴団体認証評価委員会については、以下、「貴団体評価委員会」とさせていただきます。

- (1) 貴団体評価委員会が一部の本学教員を、「みなし以下」という曖昧かつ差別的な呼称を用いておられることに対し、抗議いたします。
- (2) 本学の専任教員44名全ては大学設置基準第十二条2項あるいは第3項の専任教員であり、みなし専任ではない上、実務家教員においては、専門職大学院設置基準に求められる教員適格を有しています。
- (3) 本学において専任教員の必置教員数が基準を満たしていることは、設立認可時において文部科学省の承認の下にあり、また3年前の機関別評価においても再び認められております。今回の貴団体評価委員会の判断でそれを覆すという重大な変更を加えておられますが、実地調査という貴重な機会に個別教員に対する十分な調査がなされたとは言えず審査に瑕疵があったと言わざるを得ません。また、本基準4(3)において貴団体評価委員会が「専任ではない」と指摘されている専任教員の中には、別項の評価Aを頂いている基準4(8)において貴団体評価委員会が「専任である」と認めておられる専任教員が含まれています。このような矛盾する評価案を年末12月25日に送付して来られましたが大変困惑しております。
- (4) 本基準4(3)の根拠・指摘事項の記述は、貴団体評価委員会が教育六法の法令・省令を理解されていないことが解ります。実務家専任と学術系専任(非実務家専任)の両方において、専任性の判断基準に差異はありません。また、各教員の専任性は個々別々に判断されるものであり、統一基準は、大学設置基準第十一条適用教員に該当しない、ということのみです。

本基準4(3)とそれに関わる4(5)、4(7)、4(10)などにも関連しますが、貴委員会のご指摘の、「基準4(7)実務家教員数と実務家教員の配置に関わる法令の遵守」における(4)根拠・指摘事項において、「専任教員として挙げられている44名中、21名が実務家教員である。」との記載があります。

本学の専任教員数は44名であり、その内、実務教員数は、自己評価書(本文編)35ページ表4-5にも示すとおり、22名です。「21名が実務家教員である」との記載は、失礼ですが貴団体評価委員会が数え間違いをしておられると思料いたしますので、再度ご確認ください。本学の実務家専任は、「22名」です。

他の基準4(8)において貴団体評価委員会は、本基準4(3)で否定している専任教員をお認めになられてA評価をしておられますので、同基準4(8)も併せてご確認ください。

以下、我々の主張の根拠を詳述いたしますのでご熟読賜り、正確な評価報告書を提起されるようお

願ひ申し上げます。

専任概念については、貴団体評価委員会が文部科学省担当部署にもご相談に行かれたと拝察しますが、この(4)根拠・指摘事項を他と併せて読む限りにおいては、貴団体評価委員会には単純な誤認、法令の誤解と文部行政に対する誤解が伺えます。さらには、この認証評価報告書(案)そのものが大きく矛盾を孕んでおります。

委員の先生方に法令やその解釈に対する十分な知識がない場合は、事務局もしくは貴団体組織は、認証評価委員会に対して適正な修正意見を述べるなどして、注意を喚起し、公式な(案)として評価対象に提示すべきではないでしょうか。そのような配慮を払われた結果が、この記述であるならば、貴団体の評価委員の適格性に疑義を抱かざるを得ません。

本基準4(3)においては、もし、このまま万一「D」評価を頂きますと、貴団体のこの(案)とそれに至った調査過程の全文も公開しその正否を問うこととなります。本基準4(3)における貴委員会の根拠・指摘事項も含めて、この「案」全文は修正いただきたく存じます。

貴団体評価委員会には私立大学と雖も民間団体であり、一般社団法人である貴団体の本学に対する人事権への介入は違法であることはご理解いただけました。「海外の大学の専任である場合は、専任にはなれない」との貴団体評価委員会の誤ったご指摘に対し、『専任』は国内法規であり海外大学に『専任』という法概念はない、ということをご説明したところ、そのご指摘は撤回していただきました。また、以前に貴団体評価委員会より本学教員の年齢配分に対して、「高齢化している」とのご指摘があり、この高齢化社会においてともすれば年齢差別に該当する記述の削除を要求したところ、ご理解いただき削除されました。それらご理解いただいたことは感謝いたしますが、基準4(3)に記載の根拠・指摘事項において、以下に述べるように、また同様の問題記述があります。

1. 「みなし以下」という文言について

『みなし以下』の勤務実態となっている」の下りですが、「みなし以下」とは、専任や実務家専任よりもみなし専任が格下で、さらに本学が任用した教員の数名が、より格下であるとのことでしょうか。また、ここで「44人の専任教員の中には、この条件を満たさないものが存在する。」とは、44人の専任教員の中に、貴委員会が専任であると判断した他教員よりも格下、身分が下、のものが存在する、ということのように受け取られる可能性が高いと思います。

同一専門分野では、教授、准教授、講師や助教の区別はありますが、学生の前で教育者として教壇に立ち、学生から先生と呼ばれる存在に、格上も格下もありませんから、このような配慮のない書き方では、これを読んだ本学全教員や外部他者からはどのように思われるのか、ご配慮いただいたほうが宜しいかと存じます。

文部科学省発行の「専任等の区分」の表には、一番上の欄に「専任」、二段目の欄に「実務家専任」、三段目の欄に「みなし専任」、四段目の欄には「兼担」、五段目には「兼任」と記載されています。同表に記載しているみなし専任の下段に書かれているから「みなし以下」という言葉をお使いになられたのかとも推察されますが、兼担、兼任は、「みなし専任以下」の教員ではないことは明白です。「兼担」は、他学部の「専任」ですから、東京大学の法学部の「専任」が、東京大学の他学部の「兼担」になっている場合、その「兼担」は、当該学部の「専任」より「下」という訳ではありません。京都大学の「専任」が私共の大学の「非常勤」にいられていますが、その京都大学の「専任」は、私共の

大学の「専任」より「以下」ではありません。私共の大学では、「先生」である教員は皆等しく平等であり、格上格下の概念は無く、仲間数名が「みなし以下の勤務実態」だなどと言われますと、皆、不愉快になることはご理解ください。これは良識ある大学人が使う言葉ではないのは明らかです。

某評価機関による某大学の不適合採決の文章の中に、「6単位以上の相当単位数を求められる『みなし専任教員』の最低要件さえも満たしていない」という記載がありますが、貴団体評価委員会の記述である『『みなし以下』の勤務実態』、という文言とは全くその文章の意味が異なることをご確認ください。このような曖昧さを包含する配慮のない記述や文部行政における誤解が原因で、今回の評価作業に混乱を生じているものが他項目にも多々散見されます。そして、『『みなし以下』の勤務実態』という文言が、みなし専任の法理を誤解されていることの何よりの証左です。

また、この基準4（3）の(4)根拠・指摘事項では、京都本校と京都駅前サテライトの4名が正確に何方なのかも明確なご指摘がなく、また他方、基準4（8）では貴委員会が認めておられる主要科目担当専任教員が、この基準4（3）では否定されているなど、その全体的に曖昧で矛盾を内在する記述において、その真意が理解しにくいのですが、今迄のことから類推するに、貴団体評価委員会は自ら、本学の教員構成が設置基準を満たしていることを、既に示しておられるようにも見受けられます。これについては後段に詳述します。

貴団体評価委員会の委員先生方とは属する組織も大学分類も専門領域も違うのは重々承知しておりますが、より一層の建設的な観点から評価していただけるならば、本来あるべき議論の土俵を構成できるものと信じております。

2. 評価の経緯について

本項目基準4（3）の評価については、書面確認書に対する回答や実地調査時などご説明させていただきましたので、ご理解いただいていたつもりでしたが、この(4)根拠・指摘事項を読ませていただいて、「専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること」とは、カリキュラムとの関連性や教育的効果とは何の関係もなく、ただ単に、設置基準準拠の最低人数的な面での可否を問われているだけであること、またその一方で貴団体評価委員会が、専門職大学院設置基準が求める最少専門職大学院教員数（必置教員数と言います）と教員適格性、大学設置基準における専任教員概念を誤解されておられるのではないかとということが解りました。法令には、必置教員数と、専任概念も記されています。それだけではなく、特に、専門職大学院制度においては、その制度の主旨から、理論と実務の架橋を目的として、教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを鑑みた制度設計とそれに応じた法令が多々あります。

前回の当方からの回答には、「年間授業時間が6時間未満であれば、『専任教員ではない』とも取れるようなご指摘ですが、貴団体における専任教員の定義を関連法規・法令、加えて教育学的見地に沿ってご説明ください。」と書かせていただきました。それに対する貴委員会の認証評価報告書（案）基準4（3）におけるこのご判断が、大学設置基準第十二条と省令18文科高第133号、平成18年5月17日の二つだけの根拠であるようですから、これにより、本基準4（3）で貴団体が求めておられる事が、専門職大学院設置基準における教員や専任概念、その背後の法理を鑑みることなく、唯に必置教員数の調査を行ったに過ぎないことも解ってきました。しかし、根拠も明快でなく、さらに基

準4（6）の評価Aや基準4（8）の評価Aと相矛盾するご指摘まで示されますと困惑する他ありません。

前回までの本学よりの回答では、その意味で、貴団体評価委員会からの指摘事項に対する当方のご説明が足りなかった点があるのはお詫びする他ありませんが、それに先行して、貴団体評価委員会の事実誤認とそれ以前の評価作業における誤認や誤解、もしくは齟齬があるようにも思われます。ありていに言わせていただきますと、最初から貴団体が「産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程」において想定しておられると思われる調査方法を履行していない評価委員会に重大な瑕疵があることも解ってきました。そうなりますと、本来求められる評価方法を履行する「仕組み」が貴団体に無いこととなります。

専任要件の設置基準適合の可否は機関別評価でも問われておりますので、既に3年前に機関別評価機関で容認されていることを再度分野別評価で問われるのは、それ以後の3年間の変化を示して評価いただき、問題点があればご指摘いただくものであると本学は考えていました。また、分野別評価で重要な事は、カリキュラムや教員編制等の結果の「アウトカムとしての教育効果」を外外部から客観的に検証し、評価されるものと認識しておりました。従い、専任要件と必置教員数における「設置基準最低要件適合チェック」については問題はないものと判断しておりましたので、さほど気にしていなかったのが実情です。

その理由は、私共は常に「設置基準の最低基準をぎりぎりでも評価時にクリアすればいいという発想」が一切無く、日頃から設置基準違反となるような状況にならないように細心の注意を払っており、常に余裕を持った対処を心がけておりましたので、今般のご指摘のような観点があり得ることには思い至らず、対応にミスマッチが発生したのかもしれない。

また、実地調査時の質疑応答では、貴団体評価委員会評価チームの先生方は、今回否定されている専任教員各人につき、個々の事情をお尋ねになることは可能であった筈です。実地調査当日、専攻主任はじめ多くの教員は待機いたしておりました。本学側の概略説明だけで納得され、あとは会議室に籠って設置基準適合か否かの議論を、委員会評価チーム内部だけで延々継続しておられたように見受けられます。調査終了予定時間を1時間延長してまで、判断方法について議論されていたようで、最終の挨拶の折に、主査の先生が「意見が割れている」とおっしゃっておられました。本学側からの最後のご挨拶で「質問があればなんなりとおっしゃってください」と申し上げ、海外在住教員については各人に共通する概略とともに本学の誇りある開学ファカルティであることをご説明しました。それに対し、評価チーム主査の先生は、「承りました」と、本学側の概略の説明だけで全て納得しておられました。

開学ファカルティとは、その大学を開学した最初の教員たちのことであり、我が国においては、大学設置審議会の審査を経て、文部科学省の承認を得た専任教員です。世界中のどの大学においても、ある学問分野の創始者とその学説がその学問分野において最も重要なものとなるように、大学を開学した一等最初の教授陣は、極めて重要な存在です。評価チーム主査の先生は、それをよくご理解いただいていたように信じております。

貴委員会が問題と考える他の専任教員各人に関する詳細の聞き取り調査をされることもなく、結局、「判断方法で意見が割れたまま、そして法令の解釈においても評価チーム内で意見が割れたまま」、お帰りになられたのかと拝察しております。私共「評価対象と意見が割れた」のではありません。実地調査時に評価チームのみで設置基準遵守の判断（法令の解釈）に関する議論をしてい

て、実地調査そのものも十分機能していないようでは、調査方法に重大な瑕疵があるのではないでしょう。そして、最後の挨拶では、評価チームの主査の先生がご理解しておられるにも拘らず、持ち帰られてから実地調査での質疑応答を反故にされるに等しいことになるなどということは、何のための実地調査なのか解らず、貴団体の評価委員会全体の体制に問題があると言わざるを得ません。

結局明らかになったのは、貴団体の委員会が、専任性はじめ多くの判断基準や調査方法を全く誤解されているということでした。今回の本項目D評価の根拠を読ませていただいても、別項基準5(1)における校地・校舎、サテライト(教室)の件についても、他項目の説明等にも多々現れているように、行政上の手続き方法をご存じならば呈される筈の無い疑問や判断も散見され、私学行政やカリキュラムに関するご理解があれば、あり得ないようなご指摘や、さらには差別的文言も見受けられます。

貴委員会評価チームの先生方が私学行政や大学経営のご専門ではないのは重々承知しております。また、多くの調査すべき事柄が山積していたことと拝察いたします。それに対して僅か2、3回の文書のやり取りと、僅か2日間の実地調査、等々を勘案すると、このような事態となったことも無理もないことであると存じます。従い、その点では評価チームの先生の皆様を非難するつもりはありませんが、今に至って質疑応答や議論の土俵が全く成立していない現実が理解できた次第でありますので、今迄の当方の不手際にはどうかご寛恕いただき、長くなりますが本記述をお読みいただき貴団体評価委員会の認証評価に関わる重大な瑕疵、もしくは誤解・誤認をご認識賜りますようお願い申し上げます。

8月30日の貴団体評価委員会からの追加資料要求には、本評価項目に関して、「専任教員が専任の職務を果たしていることが解るように、担当授業時間数、指導学生数、管理運営への参加度などのデータを示してください、また、実務家教員のうち『みなし専任』に該当する教員を示してください」とありましたので、①専任教員が専任の職務を果たしていること、②担当授業時間数、③指導学生数、④管理運営、の各々について、機関別評価で求められていたものと同様のものを提出いたしました。また、「担当授業時間数、指導学生数、管理運営への参加度などのデータを示すように」と要求されていたことを受け、それだけで「専任教員が専任の職務を果たしていることが解る」のかと思いつつも、データらしきものを提出した次第です。実地調査ではそれを基に、其々の専任教員の詳細説明をするもの(質問されるもの)と考えておりました。

大学設置基準が要求するのは常に最低基準であり、そして、必置教員数と各専任要件を最終判断することができるのは、行政機関(文部科学省または裁判所)しかない訳ですから、担当者も貴団体評価委員会が要求されていることの真意を理解していなかったと思われれます。もちろん貴団体が設置基準適合の可否を判断することは、文部科学省から認証を得ておられることと存じますが、その判断は、的確な文部行政知識に基づいた、教育評価、調査手法の知識を持って対処いただかなければ適正なものたり得ません。即ち、貴団体並びに評価委員会の責任の下に、評価チームに対して法令解釈から文部行政の基礎知識程度は、あらかじめ周知しておくべきであり、評価チームはそれら適正な法令解釈に基づく指摘事項と具体的な要求資料、合理性を求めべき事項の全てを受審側に伝え、要点を双方理解の上で実地調査を行い、準備された資料と実地調査での質疑応答を踏まえた評価作業を行うべきであるのは明らかです。評価対象を信頼して疑義あることを全て質問すれば良いものを、貴団体評価委員会は評価チームに対して、「猜疑心を持って対処すべし」と指示しておられるのかとの疑念すら生じる程のものと思料されます。

前の貴団体評価委員会からの追加資料要求における「データを示すように」とのご指示について申し上げますと、単純にデータとして示せるものとそれが不可能なものがあります。例えば、大学設置基準第十三条の二には、(学長の資格)として、「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」とあり、その法令に基づいて、一般にはその必要条件のひとつとして、学長適格に博士号が求められますが、実際には博士号と言っても色々あり、昨今乱発される博士号は質の保証上から大きな問題とされています。しかし、学長適格の必要条件が博士号であるならば、名誉博士号であろうと博士号ですから、学位記という「データ」で条件を満たすこととなります。

しかし、専任適格の可否を判断する場合は、これは教育や研究の担当者ですから、専任概念の定義である「大学設置基準第十二条並びに、同条2項、3項」に読み取れるように、必要条件のひとつとして、質的な判断が内在します。そこで、その質的な判断において、上述の「①専任教員が専任の職務を果たしていること」を判断できる根拠は量的調査法におけるデータや数値と、その一方で質的調査法の対象となるインタビューなどの総合的分析によることとなります。調査対象は実在する個々の人間ですから、其々に個性や事情は異なります。

そして、専任が職務を遂行しているかどうかを判断するのは、大学設置基準第十二条第3項の文言の主語が「大学」であることからわかるように、まずは当該専任教員を任命した大学です。従い、「専任教員が専任の職務を果たしている」ことのわかる「データ」と言われて、当該大学の人事判断をデータの形で提供できたとしても、質的調査を一切除外して職務を果たしているか否かの判断が不可能であることは自明です。評価機関として、各専任の存在の職務の効用・効果の度合いの合理性を量的・質的に評価するものと当方は理解していたのです。

その質的な部分である職務内容については、本学側からのデータから読み取れない事を根拠に、存在が無であるとは結論され得ないものです。なぜなら、当該大学にはその大学故の専任職務の効用・効果があるとの判断故に、専任を任命し配置しているからです。その合理性については、一方当事者である貴団体評価委員会が断定するものではなく、大学側の考えている合理性とその根拠をまずは理解していただく必要があります。その理解の大前提が、本学が最初から提示している ACM-AIS カリキュラムです。カリキュラムに関する理解なくして各教員の専任性を判断できるものではありません。

「②担当授業時間数」は貴委員会と本学とで共通の土壌が成立しますが、これについては、自己評価書(引用・裏付資料編)「2 専任・兼任教員個別表(表3)」の貴委員会が必須とする項目を記載したフォーマットが、必ずしも本学や一般の2期制大学の実情を包摂する書式になっていません。設置基準適合可否の一の根拠としての「担当単位数」を表現できる書式ではないばかりか、教育指導の有無を表現するという点から見ても誤解を招きやすい書式と言えます。また、毎週の時間割に表出しないインディペンデント・スタディを記載する書式も無く、最初から調査書式としては不完全です。さらに、学年制度の大学においてこの表を記入するとしても、3月末の開講(予定)科目と時間割が確定した時と、履修登録を行って全学生の履修が確定した4月半ばの時とで数値が変動します。記入時点で数値が変動する表をもって年間担当単位数が読み取れるはずはありません。この調査票は、授業時間数を記載するようになっています。単位は授業時間数に換算できますが、単位を付与しない授業も実際にあるので、授業時間数の記載はそのまま単位数に可逆的に換算できるものではありません。また、授業時間数は単位に換算できますが、授業を行わない単位認定もあります。従い、同調査票は

「教員の担当単位数」を認識できる書式になっておりません。インディペンデント・スタディについては、追加資料請求の際に、『2013 学生便覧科目一覧』の注意(6)に『インターンシップ、インディペンデント・スタディ』という項目があって、あらかじめ申請することにより単位認定を行うことがあるとあります。」と書かれておられるように、本学にその制度があることを既に貴団体評価委員会は認識されています。しかし本基準4(3)では、その担当単位数が勘案されていないことも明らかです。そこで、年間6単位以上を担当しているか否かを、不完全なフォーマットによる資料から独断しておられるということになります。即ち、貴団体の定める調査方法における調査用紙の書式に原因があり、調査方法には重大な瑕疵や誤認・誤解があるということです。同じく「③指導学生数」についても、上述の調査票で全てを表現できない書式になっています。

次に、「④管理運営のデータ」の資料の要求がありましたが、当然「組織の管理運営」に関するデータと捉えられますから、教育管理運営の観点から、私共の担当者は大学院委員会出席義務表(データ)を提出しました。また、実地調査の当日資料として、評価チームの方に「出勤日など勤務実態を示す」資料の提出を求められて、本学担当者は「タイムカードのことか？」と困惑していたようです。教員は授業担当だけではなく知的な貢献がありますから、出勤日数などを問われても、誰もが困惑するのは当然だと思われまます。特に民間事業体は労基署の調査がありますから、「勤務実態のデータ」などと言われますと、即座に労基署に提示すべき「出退勤にかかわるデータ=多くの場合タイムカード」を想起します。本学では「勤務実態」などという言葉はあまり使用しません。

また、実地調査は紙に書かれた情報だけでは分析できない実態を調査するためのものであり、社会調査法の各種手法が確立されているように、眼前の現実をインタビューなどで調査するものです。データ提出を求めて、眼前の現実を無視して会議室で議論する場ではないのは明白ですから、本学側の対応者たちは、教員へのインタビューや、その後の調査期間中において、貴委員会が判断材料とされているD評価に関連するような教員個々の実態に関する質問も全くなく終わったことで、特に問題とされることはなかったものと捉えておりました。

なお、大学院委員会出席義務表をご覧になられて、「ここに出席義務がない場合は大学の運営に参加していない」と誤解されたように見受けられますが、大学院委員会には出席義務と、出席権と、議決権があります。専任は全員出席権を有し、議決権を持ちます。専任にとっては、他にも大学運営において極めて重要な修了判定会議(年2回あり、これも大学院委員会ですが、学位授与に関する会議であり、上述の出席義務云々の定例大学院委員会とは別格です。)などがあり、ここには各々の主査と副査だけではなく、全ての教員は可能な限り出席を求められます。

また、本学では、京都コンピュータ学院との協力体制の下に学生募集のための広報活動を行っており、これは時々刻々変化する状況に即応しなくてはなりませんので、経営職もしくはそれに準ずる教職員、他の教職員が毎週の会議(広報戦略会議(資料5))に出ております。従い、分野別評価で求められるべき部分の大学運営についての大学院委員会についてはご説明したとおりですが、他にも機関別評価の対象になるような全体の運営を担う重要な会議がありますから、そこに参加している教員がおります。そのような会議の存在については、当方は分野別評価の対象とは認識しておりませんでしたので、特に主張する必要性は認めておりませんでしたし、貴団体の作成された書式には、記載する部分も無いまま、また各教員其々に異なる大学運営への寄与に関する質問もないまま(貴団体評価委員会が調査していないまま、あるいは、完全に調査したとのご認識であっても、本学側の主張を全

く聞くことなく),「大学運営に寄与していない」と断定されるというのは,明らかに学校教育法第百十一條に抵触するものと思料いたします。

(4)根拠・指摘事項の中に「⑤平素は大学には不在であり」,「⑥日常的な教育指導や,大学運営への寄与」が見られず,「専任教員としての実態が認められない。」とご指摘を受けてまいりましたが,⑥についてのご指摘については,今回の指定書類または要求提出物を見るに,その全てを記載すべき書式,あるいは表現する手段が見当たりません。このような観点での評価は想定外であり,フォーマットを変更して表現することは考えておりませんでした。時間割に表出する授業時間数のみでは大学運営への寄与は表現できませんが,貴団体評価委員会は調査チームがお帰りになられた後,貴団体ご指定の授業時間の一覧表(「自己評価書(引用・裏付資料編)」の「(6)専攻関係基礎データ」の「2専任・兼任教員個別表(表3)」)のデータと本基準4(3)の根拠・指摘事項に書かれている,大学設置基準第十二條と省令18文科高第133号のみをもってして,専任適格不適合でD評価とされているようです。万一,このような調査方法で,「本学側が説明責任を果たしていない」などと思ひ込んだ方が評価委員におられるならば,貴団体は明らかに,学校教育法第百十一條に抵触するものと思料いたします。

貴団体評価委員会の言う「④管理運営」は,「大学運営への寄与」の一部を構成する部分的概念であり,管理運営以外には,大学への知的貢献などの他,種々の「大学運営への寄与」があります。大学運営への寄与は,大学設置基準第十二條3項にいう「当該大学における教育研究以外の業務」のことですが,大学は知的営為の場である故,これにはデータで示される時間労働だけではなく,知的業務,知的貢献等が含まれます。理事会の大学運営に対する顧問のような業務でも教育研究以外の知的業務,知的貢献です。理事会への知的指導も寄与であり,(寄付のみでは専任適格も教員適格も得られません)寄付も寄与であり,無償奉仕も寄与です。また,サテライト教室を提供している社長による現地での学生募集活動というような経営的な面での寄与もあります。後述しますように海外在住教員には「④管理運営」以外で大学の運営に寄与している者もいます。寄与にも様々な種類があるのはご理解いただけると存じます。

過去のやり取りを全て調べましたが,これらに関する質問と回答が今まで一切なされていなかったように思います。実地調査時で交わされたいくつかの質疑応答で本件は解決したものと誤解していたことが,今に至って判明した訳ですが,もう少し実地調査のときにお尋ねいただければ,即座に回答し,本件はご納得いただけたものと悔やむ次第です。

結局のところ,貴団体評価委員会ご指摘の「『⑤平素は大学には不在であり』,『⑥日常的な教育指導や,大学運営への寄与』が見られず,『専任教員としての実態が認められない。』」については,日常的な教育指導や,大学運営への寄与を説明する機会が与えられませんでした。「とにかく大学に出勤していて,なんであろうと研究をしていれば専任と容認できるが,不在であるなら何の寄与もしていない」という意味なのかと思料する次第です。また,「多くの外国人教員を並べているが,集中講義を担当しているだけではないか」とのご感想をもたれる可能性があることは重々承知しております。しかし,本学における彼ら外国人教員は,実地調査の折に申しましたように,本学の開学以来大変有益な貢献をして大学運営に寄与しており,文部科学省承認の,本学の誇りある開学ファカルティであることは,実地調査で評価チーム主査の先生にご理解いただいたとおりです。

本学が,当該専任教員が専任の職務を果たしていると認識しているため採用して契約を継続してい

るのであり、そして、職務を果たしていないと判断して解任しない限りにおいて、彼らは今なお、大学設置基準第十二条に該当する専任であり、その旨、文部科学省には機会ある都度確認しております。これは、貴団体へ提出した調査票に表出するデータから判断し得るものではありません。

3. 海外教員とサテライト教員の編制の経緯

3-1. 海外教員について

今回、海外在住教員として問題となっている欧米出身の7名（8名中1名は2012年度採用）の大学の運営への貢献は、開学時文部科学省から承認されたときから今も変わらず、また、集中講義での講義実施の形態も設置認可当時文部科学省から承認を得たものです。施行間もない専門職大学院制度において、欧米出身の海外教員は、本学あるいは本国に、欧米の大学概念を輸入する役目を文部科学省から付与されていたものと今でも考えております。当時の文部科学省担当官からは、「よくこれだけ優秀な外国人教員を集めた」とお褒めの言葉も頂きました。（資料6）

開学後完成年次には、設置基準が求める当時の最低専任人数16名（開学時総定員160名）のうち、半分以上の人数に当たる海外教員9名（貴委員会が今回問題としている7名を含む）、京都近辺在住教員22名、合計31名という、必置教員数の倍近くの人数の教員編制が、文部科学省承認（合格）の下にありました。

その後、京都近辺在住の教員を順次増員していき、海外在住教員を差し引いても、常に設置基準が求める最低人数16名（必置教員数）は確保できるように、恒常的に京都の本校に出勤している教員を配置してきました。即ち、必置教員数の枠外にこれら海外専任を置いてきたつもりです。本学は使命である本学の教育を実現する私学経営の判断に基づき、設置基準が求める最低人数に加えて、本学の教育哲学に基づいて、常に海外教員を配置してきたのです。

その後も、学生数増加や定員増に先行して、常に「実際の在学生数に対して教員数が足りない」という状態を避けながら（「文部省告示第百七十五条」及び「文部科学省国字第五十三号」より算出した教員数である、「学生10名に対して専任教員1名」という最低基準を遵守するように）、さらに、外国人教員の指導によって学生の国際化への克己心を育成する、という状態を維持するよう努めてきました。

また、大学案内などには、教授、准教授とのみ記載しておりますが、一般的に観れば曖昧な存在とも見える専任教員の設置基準適合可否は、常に判断が左右するものではありません。その合理性は当該大学の判断、評価機関の判断、文部科学省の判断の三方面から議論するしか解決策はありません。また、文部科学省の各種統計や分類において、彼らは専任として分類せざるを得ないというような文部行政の諸手続きもあります。換言すると、如何に貴団体評価委員会が独自に専任に関する別概念を構成・提示しても、それのみでは、私共の大学の教員を分類し判断する明確な根拠たり得ないということです。専任性は客観性を伴い容認されるものですが、関連法令に記されているように、それを任命するのは当該大学であり、大学の人事権があります。実地調査の折に本学側はその合理性をお話しし、調査チーム主査は、その応答通り、ご理解いただいたと認識しておりました。

3-2. 札幌、東京サテライト教員について

<以下割愛>

4. 専任教員であることの詳細説明と意見

当初の貴団体評価委員会からのご指摘には、「海外の大学で専任教員である者は、専任は一つの大学において専任であるので、専任とは認められない」という指摘がありました。「専任は国内法規における法概念であり、海外大学には専任などという概念はないこと」をご説明したところ、その指摘は撤回していただきました。その経緯も含めて、認証評価作業を行われる貴団体に対して、法令に基づいた専任の概念の説明が必要であるということがわかりました。このような基本的な事は本来、貴団体が評価委員会全員に周知徹底していただきたいものであると思料いたします。

まず、以下に本件基準4（3）の評価における争点を整理・確認しておきます。この前提で以下に論を進めます。

本基準4（3）と関連する基準4（5）、4（7）、4（10）の根拠・指摘事項を総括すると、本学には設置基準適合の一般的な専任教員が「26名いる」ことについては、貴団体評価委員会は、問題視はなさっていない。また、その26名中、「教授は15名」、実務家教員は「実質5名」とのご指摘なので、「同26名の枠内にそれらが存在する」という点では、貴委員会は、問題視はなさっていない。

即ち、設置基準が求める最低人数32名の枠内における同26名を除いた残りの6名において、専任適合性の可否、また、実務系教員の可否、が問題視されており、また、これはとりもなおさず、貴団体評価委員会の判断に基づくと、「32名必要であるのに6名が不在である」ということではなく、44名中の18名が、（本学は専任として配置しているにも拘らず）「なんだかわけのわからない存在（みなし以下）」であるというご認識である。

設置基準が求める最低人数の教員数のことを「必置教員数」と言います。また、基準4（5）より貴団体評価委員会の判断として専任として認められるのは「教授は15名」とのようです。また、基準4（7）を観ると、「実務家教員は21名」で「実務家教員は『実質5名』」との記載がありますが、この5名はおそらく「実務系教授と准教授では5名であり、残り1名は講師であるから大学院委員会に出席しないので大学運営に関与しない実務家教員1名を入れて、実質的に5名である」とおっしゃっているのかと思われます。このあたりも貴団体評価委員会のご指摘が曖昧なので確証はないのですが、おそらく、講師は実務家教員で12単位を担当しているが、教授・准教授でなく大学院委員会に出席していないから含まないとのことかと思われます。ところが本学が配置している実務家教員は自己評価書35ページ 表4-5にも示すように「22名」ですから、「実質6名」ということかと存じます。そして他方、基準4（8）で貴団体評価委員会が認めておられる専任教員の中には、ここで否定されている専任教員が多数含まれています。また、海外に在住する教員には、学術系2名と実務家教員6名がありますが、一方、学術系教員に関しては、「担当単位数が2単位や1単位の者でも京都近辺に在住してさえいれば必置教員数に含まれる」、とご判断されたようです。単なる数え間違いが原因の混乱なのか、文部行政の誤解が原因なのか、よくわからないのですが、何であれ、44名中26名は、必置教員数に含まれる専任であるのご認識されているようですから、この26名（正確に

どの教員なのかは不確かですが)は専任教員であるという点では、貴団体評価委員会と本学は合意していることとなります。

4-1. 専任の定義と実務家教員の定義

本学大学院の専任教員編制における考え方と、専任に対する考え方についてご説明をさせていただきます。

まずは、設置基準と関係省令、文部科学省が発行している手引きに記載している「専任等の区分」を引用します。平成15年の大学設置審査の準則化以前には、専任の詳細についての審査基準がありました。それは既に廃止されています。法令上、「専任性」に関して詳細に記述したものはなく、大学人の常識に委ねられることとなりました。以下は現行の法令です。

《1》大学設置基準

大学設置基準

(昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号)

最終改正：平成二五年三月二九日文部科学省令第一三号

(授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

次に、本項目基準4(3)の(4)根拠・指摘事項には、意図的にか、一部のみが引用されていますが、ここでは全文を引用しておきます。

《2》大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について

大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)18文科高第133号 平成18年5月17日 文部科学事務次官 結城 章夫

第2 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第11号)

(3) 専任教員

教員は、一の大学に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該大学における教育研究に従事するものとしたこと。ただし、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができることとしたこと。(第12条各項関係)

大学における専任教員の数は、当該大学に置く学部の種類及び規模並びに大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とするとともに、大学設置基準第11

条に規定する「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確にしたこと。(第13条及び別表第1関係)

なお、第12条第2項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

また、同条第3項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

次に、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」などに記載されている専任等の区分については、以下のとおりです。

《3》専任等の区分

専任等の区分	区分記号
専任教員	専
大学設置基準別表第1イ備考第10号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件（平成16年文部科学省告示第175号）第1項に規定する専任教員	実専
専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第1項に規定する専任教員	
大学設置基準別表第1イ備考第9号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件（平成16年文部科学省告示第175号）第2項の規定により専任教員とみなす者	実み
専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第2項の規定により専任教員とみなす者	
当該申請等に係る大学において、申請等に係る学部等以外に専任教員として所属する者	兼担
他の大学に専任教員として所属する者、他の職に従事している等により非常勤として当該申請等に係る学部等の授業を担当する者	兼任

(参考)「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成25年度改訂版）」

次に専門職大学院設置基準の該当箇所を引用しておきます。

《4》専門職大学院設置基準

専門職大学院設置基準

(平成十五年三月三十一日 文部科学省令第十六号)

最終改正：平成二四年一月一九日 文部科学省令第三八号

- 第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。
- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。
- 第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。
- 2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

上の《2》「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（省令18文科高第133号、平成18年5月17日）には質的な分類しかなされていませんが、行政手続きにおいては、《3》専任等の区分があり、また、教員の分類は、他に「本務教員」というような、文部科学省内でも各担当部署によって書式や分類が異なるものがあります。日本私立学校振興・共済事業団の分類や定義にも、多少の差異が見受けられます。設置基準と省令だけの杓子定規な解釈のみでは、専任概念は定義できません。それは質的な判断を伴うものであり、専任を任命するのは当該大学だから、です。

次に大学設置基準第十二条の2項と3項ですが、2項適用専任は、「通年でいくつかの授業を担当し、いわゆる教室で先生をしているような、一般社会通念における教員」のことで、「年間を通じて学生が常に面談できる状態を維持している、実質的な専任教員」です。これは、旧来の我が国の大学における大学人の常識的イメージであり、調査に来られた大学の先生方も、このような専任に該当すると思われま

す。専任で必置教員を占めなくては、法令に違反するところとなります。しかし、「専任とは何か」という明確な概念定義は確定していません。文部科学省でも専任概念の明確な定義ができていないことを自覚しており、それは今後の課題であると考えているようです。実際のところ、大学は知の場であり、未来に向かった知の創出の場でもあることから、未来という不特定で現時点では解明できていない概念や事象を常に内包するので、専任の法的概念定義は非常に難しいこととはご理解いただけます。

国庫補助金を財源とする私立大学等経常費補助金（以下、経常費補助金）で想定されている一般的な専任教員は、「週に3日（3科目・3コマ）は大学で教え、後は研究に従事する」というのがスタンダードイメージです。これはもちろんの事、当該大学の必置教員の全員がそうでなくてはならない、という訳ではありません。しかし経常費補助金の支給対象となる専任教員の担当授業時間数は原則1週間の割当授業時間数が6時間以上という認定基準があります（諸規定をご覧ください）。つまり、経常費補助金が支給される基準は、学生の側から見て、どの程度学生への教育をしているか、換言すれば、「学生がどの程度その知を享受しているか」という観点があることがわかります。専任の概念規定のひとつである「専らその大学において」という「専」という漢字は、排他的概念という意味では、「専」ではないものは「他大学」という意味ですが、拡大概念では「他事業」という意味もあります。しかし「他」というものが何なのか、どの程度なのか、時間的概念なのか労力的概念なのか、知的概念なのか、これも明確に定義できるものではありません。学生のための授業は少ししか行わず、研究に傾注している専任も実際におられます。しかし、経常費補助金の支給条件を鑑みると、これは学生が享受する知の恩恵に主眼があることが解ります。

大学の中心にあるべき「専任」の第一義的な概念は、このように明確に定義できるものではないのですが、同時に、一般的に誰が観ても、その大学の先生として認めることのできる存在、あるいは大学人の常識、文化的に容認される通念、ということになります。なお、大学や学部の設置認可時において、専任は担当科目が何科目であろうと、ゼロでない限りは、専任として認められることが多々あります。学生総定員数の少ない小規模校を考えると明らかですが、その専任の担当科目が僅か1科目2単位であったとしても、それはカリキュラム構成全体の中から合理性が認められるものであり、数値データのみで一人の専任の担当科目を定義するべきものではないからです。授業を担当する能力があり（教員適格があり）、その大学に専ら寄与する合理性があるとき、専任性があると容認されます。

以上は、大学設置基準第十二条の2項適用専任です。貴団体評価委員会が本基準の根拠で示されている26名の本学の専任はこれに当たります。

上記省令《2》に記載されている、「同条第2項で規定する専任教員の例外」は、一般に文部行政用語として「例外専任」とも呼ばれる大学設置基準第十二条「3」適用の専任です。混乱しないように本稿では、第十二条の「2」と「3」をそれぞれ「一般的専任」と「例外専任」と、以下記すことにします。

「例外専任」は、「3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。（アンダーラインは本学）」と定義される専任です。この主語が「大学」である所にご注目ください。当該例外専任を置くのは、当該「大学」です。当該大学の人事権の下に例外専任を置いている訳ですから、この例外専任の存在も当該大学の経営責任の下にあります。「外部の誰が観ても先生だと思えるような先生」、ではないけれども、「専ら」当該大学に貢献していて、当該大学が専任として任用している先生、という言い方もできます。こちら、新規学部や学科を開設するとき、大学設置審議会では、その合理性の説明が求められます。

またこれは、特に本学のような専門職大学院においては、実務家専任という法概念があり、《4》

専門職大学院設置基準第五条「二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」または「三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」に裏付けられる者でもあり、当該専門分野において成功した実業家や、当該分野の実務家及び大学当局との判断の下にあり、外部他者（その実業界と無関係な者）の判断を遥かに超えた専任の存在があり得ます。オーナー社長で起業家の成功者、世界的ヒットを創出した成功者、などはこれに該当します。一般に考えられている普通の大学教員としての常識的な範疇を超えているかもしれませんが、だからこそ専門職大学院教員適格を有するとも言えます。旧来の大学には一切存在しなかった実務家たちです。このような実務家を教員として迎え入れる余地を創出したところに、我が国の専門職大学院制度の主旨のひとつがあります。従い、本学における専任概念を検証するとき、《4》専門職大学院設置基準は無視できるものではないのですが、貴団体評価委員会の本基準4（3）における(4)根拠・指摘事項にはその記載がありません。

また、貴団体作成の基準4（6）の評価項目、即ち、

「専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。

- (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者
- (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者」

において、貴団体評価委員会は「A」と判定しておられ、その根拠として、「専任教員の『専任』の程度に関しては4（3）で述べたように問題があるが、高度の指導能力を備えているかどうかは一人一人に関し詳細には検討評価し切れない。さまざまなタイプの教員がいるが、引用・裏付け資料の表4『専任教員の研究・教育実績』のデータは粗密はあるものの形式的には整えられており、また採用時の人事委員会の記録も残されているので、特に不適合と判断する理由はない。」と述べておられます。

この基準4（6）はまさに専門職大学院設置基準第五条の、「一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」の評価項目ですから、貴団体評価委員会は、ここで一人一人の教員適格性の判断を放棄して本学全専任教員の教員適格を容認しておられます。実際、実地調査でも、その検証をされませんでした。個々の教員の経歴書・業績書などは一通りお目通しされたのですから、これは、全ての専任の教員適格性を容認したと全く同義です。

ここでは、★④《4》専門職大学院設置基準第五条二または三に裏付けられる、当該専門分野の成功した実業家や、当該分野の実務家と大学当局との判断の下にあり、外部他者（その実業界と無関係な者）の判断によるものではない専任の存在が、専門職大学院ならではの制度であることをご確認ください。

次に、上の「《3》専任等の区分」の表をご覧ください。その名の通り、専任等の区分として文部科学省が分類している一覧です。ここには、区分記号もしくは略称が「専」「実専」「実み」「兼担」「兼任」とあり、最初の三項目は其々、「専任」「実務家専任」「実務家みなし専任」の意味でいずれも専任もしくは専任とみなされる者であり、「兼担」「兼任」はもとより専任ではありません。

ちなみに、前者三項目は、まとめて「専任」という分類がなされ、経常費補助金の支給対象となり

ます。

「兼任」は「他の大学に専任教員として所属する者、他の職に従事している等により非常勤として当該申請等に係る学部等の授業を担当する者」です。これは非常勤ですから、一般には、「ある担当科目を教えるだけで当該大学の運営に寄与することのない先生方」、と解釈されます。

専任は、単なる「専任」も「実務家専任」でも、いずれも「専任」であり、他の国内大学の「専任」になることはできません。そしてこの両方の専任は、専任なので、上述設置基準第十二条に該当します。文部科学省の教員分類は、設置基準第十一条適用の「非専任」以外は「専」「実専」「実み」「兼担」「兼任」の5分類のみであるので、いくつかの提出様式には、この分類で記載することになっています。十分ご理解いただけるかと存じますが、貴団体評価委員会が言う「みなし以下」の教員などというものは、我が国の大学には存在しません。

ところで、「実務家みなし専任」という分類、あるいは法概念の真意は、専門職大学院制度の発足時に、一定数の教員確保に困難が伴うことが予想されることなどから、「他の仕事に従事していても、6単位以上当該大学で講義を担当し、大学の運営や教育に貢献する」者を専任として任用し配置できるようにした、という、教育行政的な配慮が背後にあります。これは、「実務家専任」の存在を前提にしたもので、「当該大学以外に職務のある実務家を教員として招聘するにあたり、単なる非常勤としての採用状態だけでは、専門職大学院の本来の主旨である実務教育の観点から支障が生じる可能性があるので、その可能性を除外するための施策」と理解できます。また、大きな議論でしたのでお調べになられたらお解りかと思いますが、みなし専任概念の法制化の前には、中教審で問題となった実務家教員問題があります。これは「非常勤と同様に、週に数コマ教えに来ているだけで実務家教員と言えるのか」という議論でした。

なお、「実務家専任」が「実務家みなし専任」以上の単位数の授業を持たねばならないとの法令はありません。実務家であろうとなかろうと、専任は専任なのです。もともと「みなし実務家専任」は、専任でないものを専任とみなすための要件定義であり、当然限定条件が付与される訳ですから、逆に考えれば、本来の専任にはこのような条件は全く関係ないものということが解ります。

この点を貴団体評価委員会は全く誤解しておられます。詳細例は後段に示しますので、ここでは簡単に説明いたします。

全く同規模の同類の専門職大学院の二つのパターンを比較して考えます。必置教員数しか実務家専任がない大学において、もし実務家専任の担当単位数が平均一人6単位を下回っているならば、これを「みなし実務家専任だけで運営した場合」に比較すると、学生が享受する授業数（単位数）が少ないということになります。これを避けるならば、「実務家専任は一人平均6単位以上担当せねばならない」、ということになります。

一方、実務家専任数が必置教員数を上回っているならば、その中の数名の実務家教員が6単位未満の担当であったとしても、みなし専任だけで必置教員数を満たしてそれ以上の実務家教員が不在であるときと比して、実務家教員の担当する単位数総和がそれ以上であれば、学生が享受する実務教育は最低要件を満たしている（またはそれ以上）ということになります。

結局、実務家教員全員で担当する総単位数が、必置教員数（必要最低数）でのみなし専任が6単位以上担当した場合を上回ることが求められているのであって、下回るとき（みなし専任ばかりの場合と比べると）、その大学の教育能力が劣ることになるので、そのような場合は、実務専任は平均6単

位以上を持つべきだ、という論理は成立しますが、これは即ち、「実務家教員が全て、常に、みなし専任の最低要件である6単位を担当しなくてはならない」、という事ではないのです。ここを貴団体評価委員会は全く誤解されています。

次に、実務家専任の概ね3割、という定義は、単に、必置教員数の3割としたときに小数点以下の数値が出るから「概ね」という意味もありますが、学生の側から見て、「実務教育がその程度行われていること」、が最も重要な観点です。換言すれば、個々の実務家教員が、全く同量の授業時間を担当し、同量の大学運営への寄与を行わなくてはならない、のではなく、カリキュラムと教員編制により実現される実務教育の総和として、学生に対して、実務教育を行い、また、大学運営への寄与が行われているような教員組織体制が取られており、学生の側から観たときに、想定されている実務教育を享受できているかどうか、という観点が判断基準なのです。貴団体評価委員会が文部科学省に問い合わせたときに、担当官は、「実務家専任が6単位を持たなくてはならないかどうかは、各大学によって異なる。各大学の考え方である」、とおっしゃったかと思われませんが、当然ですが教員に科目担当を配置するのは、各大学の人事権の下にあり、各大学の判断によります。全ての実務家教員に等しく6単位以上担当するように指示している大学もあれば、其々の実務家教員の専門領域に基づいて、担当科目や単位数を配分している場合もあるでしょう。

即ち、実務家みなし専任という法概念・法制度は、実務家専任の不在を補完する制度であり、実務家専任の専任性を定義する（演繹する）ものではありません。

★①ある実務家専任の担当科目が6単位に満たないことが、その専任性を否定する根拠にはならないことをご確認ください。

経常費補助金と同じように、みなし専任の概念と実務専任の概念、そして、その教員配置は、「学生がどのような教育を享受できているか」、というところが最も重要な観点です。大学という組織教育の本質を評価するにあたり、6単位というデータに拘ることが必要なときもありますが、学生からの観点が最も重要です。

他方、大学は知の場であり、学生の教育だけに集中しすぎると、その一方で研究が進まないことがあり得ます。また、各大学の諸事情により、教育研究以外の業務も想定されます。そこで、上述省令「〈2〉大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」には、「当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができることとした」とあるように、専任概念の多様化、柔軟化に対応している政策が理解できます。（平成15年の大学設置審査の準則化です。）

また、ここには「同条第3項の『当該大学における教育研究に支障がない』とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。（アンダーラインは本学）」ともあります。これらから解ることは、旧来の大学人の常識的な範囲で認められるような一般的専任で専任教員全体を満たすのは伝統的な基本理念ではあるが、それに固執することによ

る弊害が生じる場合や例外教員を必要数置くことにより教育効果が高まる場合、など、様々な場合が想定されるので、例外はあくまでも例外であるから慎重に判断しなくてはならないが、当該大学において適正な教員編制を実現して教育効果を高めるようにせよ、ということです。我が国の大学概念を構成する要素のひとつである、我が国で一般的・常識的・社会通念的・文化的に容認される大学教員を十分に配置しながら、明治以来連綿と築き上げてきた我が国の大学概念を維持しつつ、同時に、過去の慣習に拘泥して未来への脱却ができない場合も想定できるので、未来を創る教育効果を向上させるべく、適正な判断をせよ、ということでもあります。これは、「一般的専任のみで必置教員数を満たさなくてはならない」ということではなく、「ある大学が必置教員数だけの専任で運営されていて、必置教員数の中に例外専任が存在することを否定するもの」でもありません。専任教員全体の中に例外専任を置くことによる教育効果の向上が容認されています。例外専任「同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること」の背景に伺える法理にご留意ください。

《4》専門職大学院設置基準第八条2、即ち、「2 大学院設置基準第十五条 において準用する大学設置基準第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。」とあります。インターネットを通じて授業が行える現代、教員が学生の面前にいないという理由はありません。

ITが発達し、インターネットを介してさまざまなコミュニケーションをとることが可能である現代では、外国からでもeラーニングをはじめ、メールやスカイプ等を用いてコミュニケーションを取れる状態で教育ができます。キャンパスに出勤し、朝から晩まで研究室に滞在していないと専任ではない、というような法規定はどこにもなく、またここに掲げた関連法規だけで、「平素大学に不在であること」のみが、何らの判断根拠にもならないのは明らかです。もし「平素大学におらず学生と対面できない状態であるから専任教員でない」ならば、放送大学や、eラーニングを行っている大学は全て不適合になってしまいます。本学はeラーニングだけで全ての授業を行っている大学ではなく、対面で学生指導に当たる教員・講義が多数を占めています。上述の学生からの視座を踏まえて、個々の教員の全てが等価に一定条件を課せられるのではなく、教員編制の全体を学生の側から観たとき、数名が海外にいたとしても、「海外在住」のみをして専任ではないとは断定できないこともご理解ください。例外専任を含む全体的な専任教員構成からこれを観なくてはなりません。（さらには、専任ではない兼任、兼任の教員編制や教育体制も、本来は無視できるものではないのですが、本稿では特に触れません。）

★②海外に在住していること自体は、それのみをもってして専任性を否定する根拠にはならないことをご確認ください。

また、大学設置審議会には、「大学が配置している全ての専任教員のうち、半数程度が大学以外の業務に従事しているときには合理性を求める必要性がある」、というメルクマールがあります。半数程度がそのような専任である場合、詳細な調査を行い、大学側に合理性の説明を求める、ということです。即ち、「半数程度になると問題が生じる可能性がある」との判断ですが、逆の観点から言うと「大学以外の業務に従事していれば必ず専任ではない」、という解釈を明確に否定しているものでも

あります。また、本学の実務家専任で、本学以外の業務に従事している（自企業を経営している）者は、44名中10名程度ですので、「合理性を求める必要性」には該当しません。なお、その10名の各業務は本学の教育研究と直結して関係するものばかりです。

★③ある専任が大学外の業務に従事していることは専任性を否定する根拠にはならないことをご確認ください。

4-2. 調査書式と方法の瑕疵あるいは判定の誤り

貴委員会がこの専任適格性の根拠とされていた、貴団体が記載例を示しているご指定の授業時間の一覧表（「自己評価書（引用・裏付資料編）」の「(6) 専攻関係基礎データ」の「2 専任・兼任教員個別表（表3）」）は、複数学生対象の毎週の科目名が特定される単位付与授業の一覧です。

これは教育学の観点から観ると明らかに、年度制度の大学の一般的な学部課程を対象としたものであり、年度当初に開講科目が決定し、担当教員が決定し、その予定がそのまま全て実行されるものを想定して記載するように書式設定されたもののようですが、授業時間がすべて単位付与の授業として分類されており、週間の時間割の記載などから見ると、単位付与のない課外授業などの記載方法が不明です。

本学では、「キャリア強化科目」と称している課程修了プロジェクト（従来の大学の修士論文指導のようなもの）のゼミナールがあります。このゼミナールは学生と教員が双方の週間予定に基づいて独自に時間設定して開かれています。また、時間割に記載されず、科目名が記載されない学生個別指導である「インディペンデント・スタディ」や、「インターンシップ」、さらには「単位を付与しない課外活動的な学生指導」のことも記載することができないようになっています。本学担当者は、後期のことで未定の担当科目等には触れず、6月時点で毎週の時間割に表出するものだけを記載していました。本学には他に、上記一覧表には記載しなかったものの、学生便覧はじめ提出資料等には記載されている科目に、貴団体評価委員会が認識しておられるインディペンデント・スタディという「個々の学生が独自のテーマで研究し、それを教員が指導して単位認定する」という本学独自の制度があります（資料7）。その個別指導は、毎週の定期的な設定時間のものでなく個別に科目名（テーマ）が決定するもので、時間割に入れるものではないことから、この表の授業時間には含めていませんでした。

さらに、この書式は、設置基準に記載されている「6単位」、という「単位を認識できるもの」とはなっておらず授業時間で記載するようになっています。また、履修希望者がいなくて不開講となった場合の有無の記載方法もありません。

従い、貴団体の書式であるところの同文書の授業時間数は、そのまま直ちに担当の単位数を表示する事になるものでもなく、これを根拠に単位数を想定され、担当単位数がゼロだと言われましても、困惑する他ありません。

他の例を示しますと、年度当初に同一科目2クラスの開講と担当教員が決定していながら、履修登録時に履修希望者が少なく、その結果、1クラスに統合される、あるいは逆に履修希望者が想定以上に増えて、2クラスになる、という例も特に私立学校ではよく観られます。同一一覧表を記載したのは6月ですから、6月時点で1クラスに統合されて担当しなくなった教員の授業時間数は、どのように記述するのかわかりません。また、本学は2期制ですから、毎年8月から9月に秋学期の開講科目の策定と決定、その後履修登録時直前に時間割調整を行っています。従い、6月時点で秋学期の開講が

すべて確定する訳ではありません。

その一覧表を基に、授業時間がゼロの者もいると別項で指摘しておりましたが、例えばゼロとご指摘されていたと思われる伊藤教授は後期に授業を行いました。

それだけではなく、「日常的な教育指導」、「大学運営への寄与」が「見られず、専任教員としての実態が認められない」とのご指摘ですが、調査書式にその記載方法が無く、さらには、実地調査の時でも、一人一人個別に、お尋ねにすらなられなかったのですから、貴団体評価委員会は、実態に関する判断のための調査をしておられたとは言えないばかりか、一人一人の個別の実態の調査を放棄することによって容認しておられます。

上に、「新規学部や学科を開設するとき、大学設置審議会では、その合理性の説明が求められます。」と書きましたが、今回の認証評価においては、本学側には、合理性の説明も求められず、説明の機会も与えられておりませんでした。実地調査のときに（貴団体評価委員会が「みなし以下」と称する）正体不明な18名の教員について一人一人お尋ねになられたら、30分もかからなかった事と拝察いたしますのに、紙に印刷されたデータを抛り所にして、会議室の中で専任概念の議論をしておられたように思料します。これは、委員会の調査方法に問題があるのは明らかで、唯に貴団体の評価体制に帰するものであり、本学の説明責任の範疇を超えているものと思料します。言うまでもなく、実地調査は紙に書かれたデータに現れない実態を実際の組織と対面して調査する場です。しかし、その実地調査もしかるべき役目を果たせずに終了し、我々に各教員の専任性に関する説明を求めることなく、また、その結果として、我々も説明する機会が与えられませんでした。

なお、貴団体評価委員会調査チームは、実地調査当日に、海外教員のことをお尋ねになられました。それについては本学側の概要説明、即ち、「開学時に文科省に承認されている。それぞれ専任として役立っている。他の専任で必置教員数は満たしている。」との三点に対して、主査がご納得し、他の実務家教員については一切質問がありませんでした。このことは貴団体評価委員会が本学の専任教員の適格性を全て承認したという外形的事実を構成しています。

上述の「新規学部や学科を開設するとき、大学設置審議会では、その合理性の説明が求められます。」との設置審の正当なプロセスをご勘察ください。本学に対して各人其々の合理性の説明を求めず、抗弁権も与えない以上は、既に実地調査が終了し、最終案が送達された今となつては、貴団体評価委員会が本学専任教員の専任性を全て容認したということです。大学設置審議会が、合理性を求めない場合は容認されたということです。この法理は、裁判の手順などを想起してもおわかりかと存じます。

従い、★④教員各人により各々異なる「大学運営への寄与」については、調査書の書式にもそれが無く、貴調査チームは実地調査における個別調査を放棄して、本学の主張を容認したことをご確認ください。

なお、授業時間数の一覧表に誤記がありましたので訂正の必要が生じました。また、現在、後期となり担当単位数や担当授業数、学生指導なども更新されていますので、それらも含めてわかりやすいように、当方で作成したものを添付します。また、実務家教員の大学運営への寄与を調査するための書式を当方で作成いたしました（資料8）。

4-3. 結論

上記のこの主張から、いくつかの重要点を再掲します。

★①◀ 4 ▶ 専門職大学院設置基準第五条二または三に裏付けられる、当該専門分野の成功した実業家や、当該分野の実務家と大学当局との判断の下にあり、外部他者（その実業界に無関係な者）の判断によるものではない専任が存在すること。

★②実務家専任の担当科目が6単位に満たないことが専任性を否定する根拠にはならないこと。

★③海外に在住していること自体は、それのみをもってして専任性を否定する根拠にはならないこと。

★④大学外の業務に従事していることは専任性を否定する根拠にはならないこと。

★⑤教員各人により各々異なる「大学運営への寄与」については、調査書の書式にもそれが無く、貴調査チームは実地調査における個別調査を放棄して、本学の主張を容認したと見做されること。

以上★①から★⑤までに加えて、上述したように、基準4（6）では、貴団体評価委員会は、「専任教員の『専任』の程度に関しては4（3）で述べたように問題があるが、高度の指導能力を備えているかどうかは一人一人に関し詳細には検討評価し切れない。さまざまなタイプの教員がいるが、引用・裏付け資料の表4『専任教員の研究・教育実績』のデータは粗密はあるものの形式的には整えられており、また採用時の人事委員会の記録も残されているので、特に不適合と判断する理由はない。」と記述しておられます。同基準4（6）における貴団体評価委員会と本学とのやり取りの中で貴団体評価委員会が、2013年10月29日付書面確認書の中で、「専任教員のうち何人かは、『高度な指導能力』を備えていることを、提出資料から確認できなかった。」と指摘されたことを受けて、同年11月15日付の本学からの回答で、「高度な指導能力」は、「例えば、宗教系の大学において、ある高僧が高度な指導力があると当該大学が認めていることに対して、その宗教を信じない学者が高度な指導力がないと認定することはできないでしょう。」と記述したところ、それをご理解いただき、上の「一人一人に関し詳細には検討評価し切れない」との記述に至りA評価をいただいた訳です。

ここで貴団体評価委員会が理解されたのは、指導能力の高度さ、即ち、教員適格性は、一人一人個別であるということでした。ところが、その前文に、「専任教員の『専任』の程度に関しては基準4（3）で述べたように問題がある」と述べておられるように、まだ、専任性については、なにか一律の評価基準があると誤解されています。

教員適格性の一人一人の違いと同様、専任性にも一人一人の違いがあります。一人一人の教員適格性を個別に認識した上で、一人一人個別に専任性の合理性を求めなければ、一人一人個別の専任性を判断できる訳はありません。

この基準4（6）はまさに専門職大学院設置基準第五条の、「一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」の評価項目ですから、貴団体評価委員会は、個々の教員の経歴書・業績書などは一通りお目通しされた上で、ここで個々其々の教員の適格性の判断を放棄して容認しておられます。専任性の判断は教員適格性の判断を抜きにしてはなし得るものではありません。また、担当単位数が2単位であっても、そのカリキュラム構成による合理性により、大学設置審議会で専任と認められる例は多々あります。そして、研究内容や実績や経歴、そして大学の運営への寄与など、他の専任性の根拠は、各教員其々、異なるのは当然ですから、一人一人の専任性の合理性を、カリキュラムとの比較の上で、個別に求めなくてはならないのです。

即ち、これは、本学が配置している一般的な専任教員であるところの26名に対する貴団体評価委

員会の判断と全く同じく、本学が配置している専任である限りは専任であると貴団体評価委員会が容認している、ということです。

本学が一般的専任として配置している専任26名の専任制を、貴委員会は、各人個別の調査もなく、合理性を求めず、全て容認している訳ですから、全く同じように、本学の実務家教員の専任性も容認されなくては完全な矛盾が生じます。

専任教員の教員としての適格性と、実務家教員の教員としての適格性の両方の判断を貴団体評価委員会が放棄して容認している以上は、本学が配置するすべての実務家教員は専任教員になります。「専任性」の概念の判断は、「実務家専任」か「みなし実務家専任」か、ということの比較から演繹されるものではないことは既にご理解いただいている通りです。実務家専任が、一般的専任であるか、例外専任であるか、あるいは専任ではないか、という点においてのみ、その専任性が問われます（合理性が求められます）。個々の専任性は、個々其々に異なりますから、一人一人個別に、その専任性の合理性を求め、そして判断されるべきものであるのは言うまでもありません。

そして、貴団体評価委員会は、自らの調査により、本学専任教員全44名の教員適格性を認めて「A」評価をしており、かつ、同じく自らの調査結果により、担当単位数が少なくても大学運営への寄与を理解して本学の教員26名の専任性を認めているのですから、貴団体評価委員会が26名の教員の専任性を容認した根拠により、実務家教員全員の専任性も認められない訳はありません。

第一章の末尾に、「その全体的に曖昧で論理矛盾を内在する記述から類推するに、本学の教員構成が設置基準を満たしていることを、示しておられるようにも見受けられます。」と書いた理由は、ここにあります。

以上で既に、貴委員会の根拠・指摘事項が的外れであるばかりか、論理矛盾が内在するものであることはご理解いただけたと思います。また、D評価はあり得ないこともご理解いただけたかと存じます。

もう一度繰り返しますと、本学の配置している実務家専任は、他の一般的専任と同様に専任教員です。

4-4. 本学の教員編制に対する分析について

本基準4（3）の貴委員会による評価根拠の中に、例外専任に関して、

『当該大学における教育研究に支障がない』とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。』

との記述がありましたが、同じく「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（18文科高第133号、平成18年5月17日）には、引用された部分に続き、次のような記述があります。この部分は貴団体評価委員会は引用しておられません。

「したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、

この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること」。

貴団体評価委員会の判断による「専任教員の要件を満たさない」とする教員18名を除いた場合、本専攻の残る専任教員は26名ということになります。この26名は貴団体評価委員会が、専任と判断されておられますから、大学設置基準第十二条の2項適用専任、つまり、「通年でいくつかの授業を担当し、いわゆる教室で講義を担当しているような、一般社会通念における大学教員」、「年間を通じて学生が常に面談できる状態を維持している、実質的な専任教員」、本稿で言う「一般的専任」として認識されている（必置教員数の内）という意味で、貴団体評価委員会と本学との間に認識の相違はありません。

本学は勿論、この26名は全員一般的専任と認識しておりますし、貴団体評価委員会も私共に対して特段説明を求めずともなく、専任とお認めになられています。この26名は、誰が見ても、専任の先生方、ということになります。

一方、貴団体評価委員会は「みなし以下」という貴団体評価委員会独自の言い方ではあるものの、他の18名の教員の存在を肯定しておられます。換言すれば、「法令上必要な専任教員数は32名であるのに、6名が全く存在していない」のではないと貴委員会がご判断されています。

そうすると、ただそれだけでも、異なるフレームワークで観た場合、本学の教員編制は、法令を遵守した極めて優秀な組織編制であるとも言えることとなります。以下をご検証ください。

専門職大学院設置基準に定められる本専攻の必要専任教員数（必置教員数）は32名であり、26名はその約8割（81.25%）となります。一般的専任教員が8割というのは、残りを例外専任で占めても、教育研究の遂行に支障が生じるようなものでなく、適正な割合とも判断できるでしょう。

即ち、上の引用の、「したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること」も遵守して、本学が考える「適正な範囲」であるところの、8割に対する2割である、外国の教員や企業経営者の実務家教員などを例外専任として登用している、即ち、上の★①を本学なりの判断に基づいて、例外専任として登用している、という解釈も成立します。

勿論、これら6名が例外専任であるかどうかについては、貴団体評価委員会と本学で意見の分かれるところですが。本件の争点である残りの18名の教員のうち、少なくとも6名が例外専任であるかどうか、という一点に集約されます。貴団体評価委員会独自では残りの2割の例外専任の一人一人に対する個別の判断をなし得ていません。そして、★①を判断するとしても、貴団体評価委員会の先生方とは全く違う世界の人たちですから、貴団体評価委員会の判断力を遥かに超えていることも明らかです。そして、それをどのように貴委員会が判断しようとしても、★①の教員適格性や例外専任性を判断して任用しているのは、当該大学です。また、実務家教員に限らず、例えば宗教系の大学における高僧や、芸術系大学の芸術家、そして、従来の大学人の常識から遥かに逸脱した業界人・ビジネスマン等を含む様々なタイプの教員が考えられます。従い、その実務家教員を任用している当該大学の人事判断の理由と、当該教員の属する業界の様相などを十分に精査して、その教員適格性や専任性を、当該大学と議論せねばなりません。大学設置審議会が「合理性を求める」ということは、個々の教員

の教員適格性や専任性につき、当該大学側に合理的な説明を求める、ということです。本来はその議論が必要なのですが、貴委員会は精査を放棄して、結果として、本学の判断を容認しています。

実際にこの「18文科高第133号」も常に考慮の上、本学では教員配置を実施しております。貴団体評価委員会が本基準4（3）において、この18文科高第133号のアンダーライン部分は、必置教員数と専任性の判定に関連して看過できない重要性を持つのは明らかであるにも拘らず、本基準の根拠に引用されなかったのは意図的かとの疑義が生じます。もし意図的であるならば、一般的に適正範囲にあるとみられることを隠蔽して、例外専任が適正範囲であると評価委員会が自ら認めているものと思料されます。

蛇足ながら、評価委員会は26名のみの専任性を認めているので、必置教員数(実際の最低必要数)が32名ですから、それを分母として検証することになります。そして、必置教員数のうち2割程度が「例外的な専任教員」である場合、「教育研究上に支障をきたす割合ではない」と判断し得ます。

「(貴団体評価委員会もお認めになった)26名は、明らかな一般的専任(第十二条2項専任)として本学の教員編制の中心で日常の時間割に毎学期記載される必修科目や主要選択科目を担当しており、また、研究に傾注しています。本学は、例外教員を排除することによる弊害を避けるために、26名の一般的専任の他に、2割程度の例外専任の実務家教員である6名を置き、それだけではなく、それ以上に、国際性や企業実務の経験や実践を取り入れることのできる選択科目担当専任教員を十分に配置している。例外専任と認められる者は全専任44名中10名以下であるから、適切な範囲内である」という解釈が、既に成立しております。極めて優れた教員編制であると解釈できます。

本学が通常授業として各授業を開講するとき、学生の側からみてどのくらいの開講科目数になるのかは、毎学期確認しています。下表は今年度1月時点で既に実行している開講科目の総単位数です。実務家教員担当科目が48.68%となっており、これは実務家教員の開講授業数としては特に少ない訳ではありません。

	担当単位数	割合
専任教員	330.35	
内 実務家教員	160.82	48.68%
実務家教員以外の専任教員	169.53	51.32%

この表をご覧くださいと、本学の教員配置の優秀性をご理解いただけると信じております。本学は定員が現時点で160名、2学年総定員は320名で修了に必要な単位数は44単位です。設置基準が求める最低人数は32名で実務家教員は10名程度必要となります。仮に、この必置教員数10名の実務家教員がみなし専任であり、他に実務家教員が不在であった場合、一人6単位ですから、実務教育の授業を60単位開講するのが、最低水準と判断できます。しかし本学が、実際に配置している教員は44名で、その全員は最低でも一年の間には必ず開講が可能な状態を維持しております。また、可能な限り多彩多様な学生の其々のニーズに対応するように、多くの教員を揃えています。

担当一人当たりのそれぞれ担当科目数は異なりますが、上の表にあるように、実務家教員の担当単位数の総和は160.82単位であり、遥かに44単位の半分を上回っています。(上の例、「総定員100名の大学がみなし専任3名必置教員数としている場合は、32単位中の18単位」との比較)

一方、実務家ではない学術系専任教員の担当単位数も 169.53 単位であり、これも十分な開講科目数であると言えます。実際には、時間割上の同一時間帯に 2 クラスから 3 クラス同時に開講している場合がありますから、少なく見積もってもその 3 分の 1 となりますが、それでも 44 単位を上回っています。また二年間の在学中に、一年目に履修した科目と同一時間帯に開講された科目を履修するチャンスがあるのは言うまでもありません。

また、これらは時間割に表れる毎週の対面授業だけですので、これに集中講義や e ラーニング、さらにはインディペンデント・スタディを加えるとさらに選択肢が増えます。従い、本学の学生は、44 単位のうち、必修科目の単位数を除き、他のすべての科目を実務家教員から学ぶこともできれば、他方実務家ではない専任教員から学ぶこともできます。個々の学生の選択履修のブレンドは、各学生がアドバイザー教員とともに、自分自身で履修科目を決めることができるようになっています。

みなし専任を規定する「6 単位」は、「学生がどの程度実務教育を享受できるようにすべきか」ということの、一つの基準を与えていると解釈できます。設置基準に求められる数値・データである「6 単位」に拘ることが必要なときもありますが、その実質的な教育効果を齎すカリキュラムと教員編制の多方面からの分析無くしては、個々の教員の単なる設置基準違反か否かの議論のみになってしまい、それを越えた教育の効果の議論はできるものでありません。大事なことは、その教員編制とカリキュラム構成と、その体制の結果によって学生が享受する教育なのです。

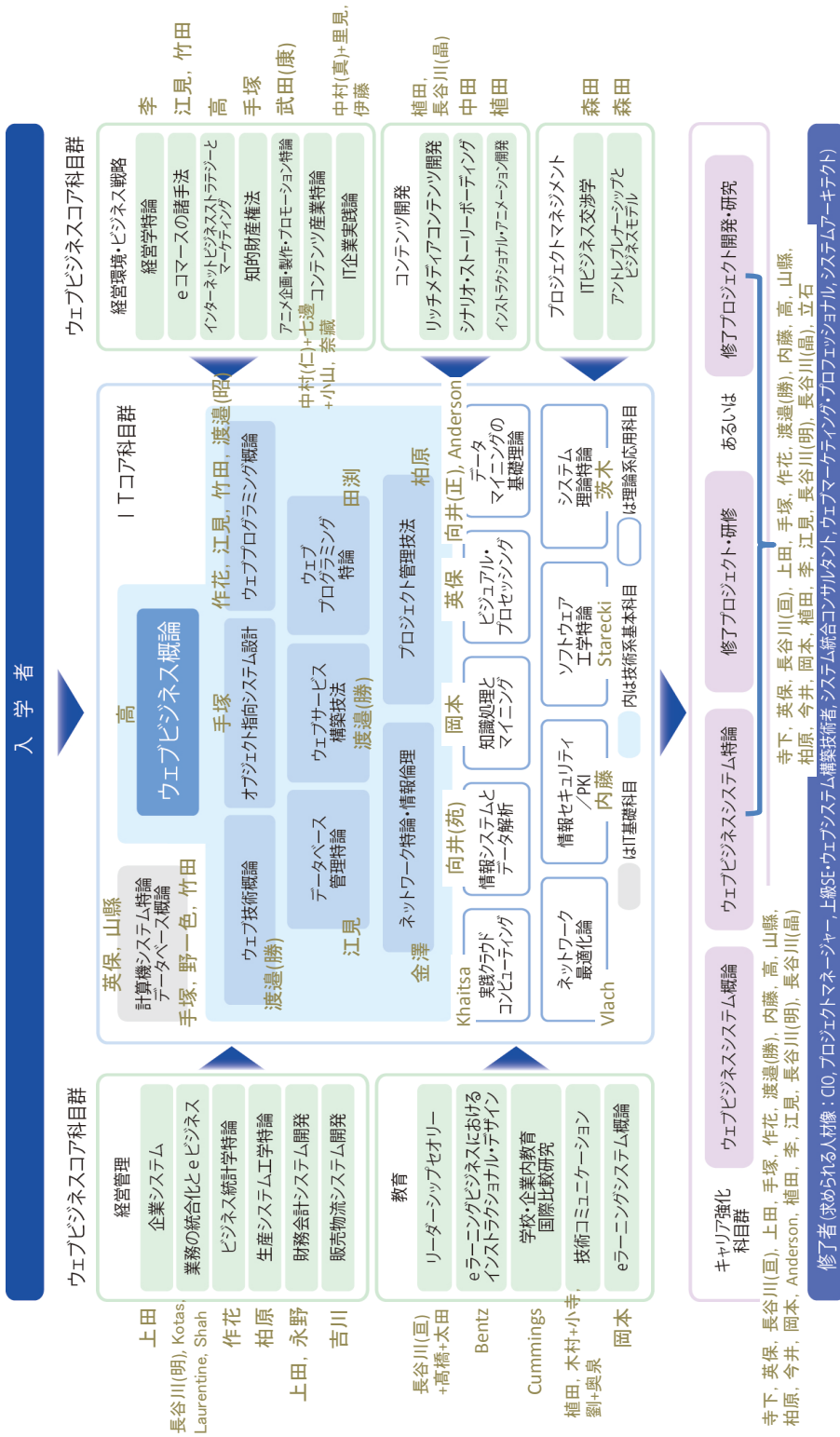
本学建学の理念に基づき、「ACM-AIS カリキュラム」を基に設計した本学のカリキュラムにおいて、上述のような教員編制を実現し、アドミッション・ポリシーを設定していることは、ご理解いただくと存じます。「ACM-AIS カリキュラム」をご一読ください。カリキュラムに対応した教員編制であることがご理解いただけたと思います。

大学等高等教育機関での教育経験豊かな必置教員数内の専任教員が、必修科目と主要科目を担当していること、また、研究大学における理論系科目も疎かにせず、その担当教員を一定数、擁していること、他方、企業でいくら世界的ヒットを創出したと言っても大学での教育経験に乏しい場合は担当科目を 1 科目程度とし、旧来の大学概念に基づく価値基準を保持しながら、同時に、実業界の経験を教育に専任としての責任をもって導入していただけるような配置としていること、そして、それら全体を常に学生からの視座も忘れず教員編制をしていることは、本学のカリキュラム構成とシラバス、そして ACM-AIS カリキュラムを併せて全体認識いただくと、十分考慮されたものであることがご理解いただけたと信じております。

ACM-AIS カリキュラムを読解する義務はなく、あくまでも貴団体の評価基準に基づくものであると強弁されることは、貴団体自ら本学は評価対象ではないと表明されることに等しく、また、その合理性を本学が主張する機会も与えられなかったのですから、これは学校教育法第九十九条 2 項の適用を受けるに留まらず、第一百一十一条 1 項、2 項の適用を受ける可能性もあると思料いたします。それら含めてご勘案ください。

理論と実務の架橋を目的として、教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを鑑みた専門職大学院制度の主旨を十分に理解し、最大限の対応を行っていることはご理解いただけたと存じます。そして、それに基づいた、この教員編制と選択科目のバラエティ、きめ細かな対応策などの体制をご理解いただけた暁

には、本基準4（3）はS評価に該当すると信じております。



自己評価書（本文編）図 1-1 「科目群構成図」に各科目の担当者名を付記（5月現在）

5. 各専任教員の詳細説明と意見

ここでは問題があるご指摘いただいていると推察される各人の経歴や大学運営への寄与について詳しくご説明いたします。また、実務家であることが専任性の疑義の原因になっているようなので、全実務家教員についても説明しておきます。

<以下割愛>

5-1. 各専任教員について

以下、教員のタイプに応じて、A, B, C, Dの項に分けて順に説明します。

<以下割愛>

5-2. 実務家教員の採用・登用の方法

以上のように多彩な実務系教員を揃えていることについては、確固たる根拠があります。本学における実務家教員の採用について、次に記します。

<以下割愛>

●根拠資料

- 資料1 意見表明書
- 資料5 広報戦略会議出席者
- 資料6 開学当時の大学案内2006年版（2005年6月発行）抜粋
- 資料7 インディペンデント・スタディ
- 資料8 教員個別表（改訂版）
- 資料9 海外在住専任教員及び実務家専任教員の担当科目と主な大学運営上の役割
- 資料10 SAPワーキンググループ活動報告書
- 資料3 人事委員会議事録（基準4（2）参照）
- 資料11 新任教員の氏名、経歴、担当科目のコースシラバス

学校教育法

- 第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定

める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

- 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
 - 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
 - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第百十一条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなったと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第一百条第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。